

離島における法教育活動の課題と実践報告

伊豆大島の2つの公立学校での出張授業を踏まえて

植松和宏（東京都行政書士会）

本発表では、東京都行政書士会が伊豆大島にある2つの公立学校で実施した法教育出前授業の実践報告を踏まえ、今後の離島における法教育の活動の課題を提起したい。

今回、法教育授業を実施した伊豆大島には、小学校と中学校それぞれ3校、高校は2校しかない。全校生徒が知り合いという環境に育つ多くの生徒は、学校を卒業後に進学や就職で大島を離れ日本各地へ巣立つ。こうした離島で生活する生徒に対して、法的思考プロセスを感じ取り、身近なところに大きな法的責任があることに関心を持たせて認識させることを図った。

実践報告1（セーフティ教室の中で実施した法教育授業）

テーマ：「危険を回避するために ～ きまりの意味を考えよう～」

実施場所：東京都大島町立第二中学校

実施日時：平成30年5月31日（木）4校時（60分）

対象者：大島町立第二中学校全校生徒および教職員、地域民生委員、大島町教育委員会関係者

内容：生徒にとって身近な存在である交通社会（自転車）やネット社会（SNSなど）をテーマにして、身近なルールから社会のきまりを守る大切さの理解を図った。

実践報告2（道徳授業の中で実施した法教育講演会）

テーマ：1年生「主権者として、消費者として ～ きまりの意味を考えよう」

2年生「卒業後「一人で暮らす」ときに役立つ法知識 ～ 賃貸借契約と法～」

3年生「主権者になるということ」「キャリア教育～行政書士の世界」

実施場所：東京都立大島海洋国際高校

実施日時：平成30年7月12日（木）3～4校時（50分×2コマ）

対象者：大島海洋国際高校全校生徒および教職員

内容：学年ごとに異なるテーマを展開した。いずれの学年でも主権者として、社会の一員として重要な責任を伴うことの理解を図った。

以上の2つの事例から、離島では、年代やテーマに関わらず、法教育対象者がきまりの意味を考え主体的に行動する意義を伝えることや、あらゆる人に法情報を提供するという目的の一部は達成できたと思う。一方、利便性の高い都心にいると気がつかない離島ならではの問題や求められる法情報についても把握できた。これらを踏まえて今後の離島における法教育活動の在り方と法教育について考えていきたい。

以上